

不法投棄パトロール業務会計年度任用職員業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市環境部清掃事業課において不法投棄パトロール業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の不法投棄等の監視パトロールに関すること。
- (2) 廃棄物の不法投棄等に係わる調査および苦情処理に関すること。
- (3) 事業所および産業廃棄物処理施設等に対する指導および立入検査に関すること。
- (4) 警察およびその他関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に係わる報告書の作成に関すること。
- (6) その他所属長が必要と認める業務。

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日は1週間に5日の日数をもって所属長があらかじめ指定する日とする。
- (2) 勤務時間および休憩時間は別表に定める1～5から、あらかじめ所属長が指定するものとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間については週29時間を超えない範囲で、休憩時間については、勤務時間帯の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、1週間につき2日の日数をもって所属長があらかじめ指定する日とする。

(4) 休日は、次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く）の日数をもって所属長が指定する日。

イ 1月1日から1月3日および、12月29日から12月31日までの日。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	勤務時間	休憩時間
1	午前5時00分～午前11時50分	午前7時30分～午前8時30分
2	午前6時00分～午後0時50分	午前8時30分～午前9時30分
3	午前9時00分～午後3時45分	午後0時00分～午後1時00分
4	午後1時00分～午後7時50分	午後3時30分～午後4時30分
5	午後3時10分～午後10時00分	午後5時30分～午後6時30分